

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 中小企業投資促進税制の拡充について
- II. 給与支給増加の場合の税額特別控除について
- III. 経営戦略とは何を定めることなのか
- § ビジネスマッチング情報について

### [ 今月のトピックス ]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 中小企業投資促進税制の拡充について

— 現行よりさらに税負担が軽減できます —

### ■ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置について

平成26年度税制改正において、生産性を上げるために新たな設備を導入した場合、現行の中小企業投資促進税制に加えて、さらに税負担を軽減できる制度が追加されました。具体的には、1. 特別償却割合 30%を即時償却に、2. 個人事業主、資本金3,000万円以下法人については、税額控除割合を7%から10%に、3. 資本金3,000万円超1億円以下法人については、7%の税額控除を適用することとした上で、現行の適用期間を3年延長し、平成29年3月31日までとされています。

上乗せ措置が適用される生産性向上に資する設備とは、「先端設備」の要件又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件のいずれかを満たす設備となります。

### ■ 「先端設備」の要件

対象設備は機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、一定のソフトウェアとなり、その要件は、以下の通りとなります。

#### 1) 最新モデルであること

最新モデルとは、A：一定期間内、機械装置は10年以内、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器は6年以内、ソフトウェアは5年以内に販売が開始されたもので最も新しいモデル、B：設備の取得等をする年度に販売開始されたモデル、又は設備の取得等をする年度の前年度に販売開始されたモデル、いずれかに該当する設備となります。なおNC旋盤などソフトウェアが組み込まれた機械装置は、最新モデルの1代前のモデルも対象となります。

#### 2) 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの（ソフトウェアを除く）

#### 3) 取得価額要件を満たすこと

機械装置は1台160万円以上、サーバー用電子計算機は複数合計120万円以上、試験又は測定機器は1台30万円以上かつ複数合計120万円以上、ソフトウェアは合計70万円以上となります。ただし、サーバー用電子計

算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要となります。

以上のように、先端設備の条件が難しく感じられますが、原則として条件を確認する必要はなく、設備を取得した者が、設備メーカーに依頼し、設備メーカーから証明書を受け取り、その証明書を申告書に添付することになっております。

#### ■ 「生産ライン・オペレーションの改善に関する設備」の要件

対象設備は機械装置、測定工具・検査工具、一定の電子計算機、一定のデジタル複合機、試験又は測定機器、一定のソフトウェアとなり、その要件は、以下の通りとなります。

##### 1) 投資計画が経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたものであること

税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。なお投資利益率の計算は〔（「営業利益＋減価償却費」の増加額）÷設備投資額〕の式で算出されます。

##### 2) 取得価額要件を満たすこと

機械装置は1台160万円以上、測定工具・検査工具、試験又は測定機器は1台30万円以上かつ複数合計120万円以上、一定の電子計算機は複数合計120万円以上、一定のデジタル複合機は1台120万円以上となります。ただし、電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要となります。

なお、上記の要件の他にも、中古の資産は対象とならないとされていたり、様々な要件がございますので、不明な点はTFGまでご質問ください。



## 日本政策金融公庫情報コーナー

#### ■ トライアル輸出支援事業の拡充について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、農産物などの海外販路開拓を後押しする「トライアル輸出支援事業」にかかる貿易商社との提携契約先を昨年度の5社から14社に拡大し、本年6月より、本格的にスタートさせました。これにより、昨年度の香港、シンガポール、台湾、北米向けに加え、平成26年度は中国本土、タイ、EU、ベトナム、マレーシア、ロシアといった国・地域に向けた輸出支援が可能となります。また、顧客のニーズや国の輸出戦略を踏まえ、支援対象者を昨年度までの日本公庫農林水産事業とお取引のある農業者に加え、漁業者、食品企業まで拡大することで、顧客支援体制を強化します。



## 経営指標解説コーナー

#### ■ 現金預金回転率とは

現金預金回転率とは、売上高に対して現金預金がどの程度回転しているか（効率的に運用されているか）を示す指標です。通常は1年間の売上高を、期首と期末の現金預金の平均額で除したものとなります。この回転率が高いほど、いかに少ない現金預金で多くの売上をあげているかということになり、現金預金の流動性が高く、経営について資金的に余裕があるといえます。

## II. 雇用者給与支給額が増加した場合の法人税額の特別控除について

— 事前の認定や届出は不要です —

5月号の**TFG**ニュースレターにて簡単に紹介しましたが、従業員に対して給与等を支給し以下の3つの要件を満たした場合は、雇用者給与等支給増加額の10%をその事業年度の法人税額から控除できる制度です。ただし、その事業年度の法人税額の10%（中小企業の場合は20%）が限度です。事前に認定を受けたり、届出を行う必要はなく、確定申告書に控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付するだけで適用を受けられます。幅広い中小企業が優遇措置の対象となると考えており、以下に概要を解説致しますので、ご参考としてください。

- ・雇用者給与等支給増加額が基準雇用者給与等支給額に対して2%（平成28年2月決算迄、その翌年は3%、翌々年は5%）以上であること
- ・雇用者給与等支給額が比較雇用者給与支給額以上であること
- ・平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること

### ■ 雇用者給与等支給額とは

従業員（パートやアルバイトを含む）に対する給与、賞与の額で損金算入される金額です。使用人兼務役員や役員の特典関係者に対する給与は除きます。退職手当も除きます。雇入れ助成金などの受給を受けている場合には、実際に支給した金額から助成金の受給額を控除して計算します。

### ■ 雇用者給与等支給増加額とは

この規定を適用する事業年度の雇用者給与等支給額から基準となる事業年度（平成25年3月決算～平成26年2月決算）の雇用者給与等支給額を差し引いた金額です。新たに事業を開始した場合で、基準となる事業年度がない場合には、事業を開始した事業年度の雇用者給与等支給額の70%に相当する金額を差引します。

### ■ 比較雇用者給与等支給額とは

この規定を適用する事業年度の前事業年度の雇用者給与等支給額です。

### ■ 平均給与等支給額とは

この規定を適用する事業年度及びその直前の事業年度の両方に在職した従業員が計算の対象となります。この対象者の適用事業年度における給与等支給額を計算対象となる月別支給対象者の数の合計数で除して計算した金額です。比較平均給与等支給額とは、適用事業年度の直前事業年度の平均給与等支給額です。

### ■ 他の特別控除制度との関係

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除、復興産業集積地区において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場

合の法人税額の特別控除とは選択適用となります。

#### ■ 出向先法人が給与負担金を負担している場合

出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、出向先法人の給与台帳にその出向者を記載している場合には、その給与負担金の額は、「雇用者に対する給与等の支給額」に含まれます。

#### ■ 事業主都合による離職者がいる場合

雇用促進税制の適用を受けるためには、事業主都合による離職者がいないことが要件の一つとされてきましたが、この制度には、このような要件はありません。事業主都合による離職者がいる場合でもこの制度の利用は可能です。

### Ⅲ. 経営戦略とは何を定めることなのか

— 経営戦略を策定する具体的手法について —

この表題は、私共が現場において初心のクライアント様と経営計画について話題とした時に、よく受ける質問の文言です。本質的なことが腹に落ちていないと意外と回答が難しい質疑です。

#### ■ そもそも経営戦略とは・・・

「経営戦略」と言いますと、堅そうな表現になりますが、目標を期間内に達成するための企業の進むべき努力の「方向性」と、そのための力配分を明らかにした「方法論」ということになるでしょう。そして企業の大小にもよりますが、各部門戦略を統括する意味で全体的な戦略を基本戦略と言うこともあります。通常、経営戦略といえば、この基本戦略を指していると言えるでしょう。そして、この経営戦略とは何を定めることなのかとの本題ですが、それは、「幹部、従業員全員が理解していること」と「その戦略に沿って、組織がモチベーションを高めて動き出せるもの」であるべきでしょう。そのためにも前述したように、「方向性」と「方法論」の明示が重要な点であると考えています。

ちなみに、「戦略経営計画」とは、この経営戦略に従い、各々の売上、投資等計画、各経営資源計画、部門間相互の整合などを企画したものを指します。この経営計画の大前提となるのが「経営戦略」であることは自明です。

#### ■ 決めるべき範囲とは・・・

経営戦略の策定には、範囲も深度も特定されるものはありませんので、ここでは私共の基本的手法をお伝えいたします。その基本フレーズは、次の2点。

1. 自社の独自性（得意技）で付加価値を高めるために（方向性）
2. 会社、幹部、従業員が何をすべきかを明示する（方法論）

これらを具体化するための「チェック項目」としては次の3点を参考にしてください。

#### ●活動すべき事業領域・分野（事業ドメイン）の設定

- 1) 何を<商品、サービスメニュー等>
- 2) どの市場に<地域>
- 3) どの層に<客層>

●独自性（コア・コンピタンス）、何で勝負するか<sup>の</sup>明確化

1) どのような方法で顧客を開発するか 2) どのような方法で顧客を維持するか（リピート含む）3) どのような方法で何と何を行うか

※際立って存在しなくても独自戦法の探求が大事です。

●コミュニケーション・パワー（広報・意思疎通力）の整備

対外的）広報・宣伝（HP含む）、情報収集力、顧客（受架電）対応、クレーム対応等

対内的）報連相のルール、会議・朝礼等の有効化、例外事象の対応等

■「決める」ことの大事

以上、基本的な事項を述べましたが、物事は決めなければ前に進みません。既存事業の伸展、新規事業の立ち上げ等においても、完璧な経営戦略は無きに等しいですが、戦略を「決める」ことで一歩踏み出し、走りながら計画との差異を探求することで精度が上がるものです。また決めることは経営者の使命でもあります。未だ厳しい経営環境の中、皆さんのチャレンジを心より期するものです。



国税庁情報コーナー

■ 6/16からスマートフォン等でeTaxが利用可能です

近年、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及が進み、アクセス手段の多様化が進んだことから、パソコンでの利用を前提としていたe-Taxのサービスのうち、一部の手続等について、スマートフォン等での利用が平成26年6月16日より利用可能となりました。利用できる機能はe-Taxホームページの閲覧、e-Taxソフトの利用となります。利用可能なOS及びブラウザ等があり、標準ブラウザ以外では、正常に動作しない場合がありますのでご注意ください。



厚生労働省情報コーナー

■ 労働安全衛生法改正のポイントについて

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、昨今の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。改正のポイントは以下の7点となります。

1. 化学物質管理のあり方の見直し
2. ストレスチェック制度の創設
3. 受動喫煙防止対策の推進
4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応
5. 外国に立地する検査機関等への対応
6. 規制・届出の見直し等
7. 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定・譲渡制限対象に追加



## 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

特許庁がオンラインで提供している「知財ポータル」をご存知でしょうか。同サイトでは、知財総合支援窓口の概要や、窓口において受けることができる支援内容を紹介しています。勿論、知財総合支援窓口は相談無料・秘密厳守となっております。また、窓口支援事例では、皆様の悩みや課題解決につながった支援の様子を、企業経営者・支援担当者双方の視点からまとめています。知財に関する課題を抱えた方は是非チェックしてみてください。

「知財総合支援窓口 知財ポータル」

<http://chizai-portal.jp/>

### <ビジネス・マッチングのお知らせ>

#### 事業化交流マッチング（商談展示会）

～技術を持ち寄って高付加価値商材の開発に取り組みませんか～

成長産業は医療・介護・福祉・健康&エネルギーと言われていています。日本の技術力は金属金型、プレス/機械加工、表面/熱処理等の優れた技術が支えているのが実態です。そこで成長産業に向けての秋のビジネス・マッチングが企画されています。詳しくはお問い合わせください。

主 催：大阪府異業種交流促進協議会

日 時：平成26年10月8日(水) 13:30～17:30

場 所：マイドームおおさか 1F展示ホール

### —— TFG 夏季休暇のご案内 ——

8月13日(水)から8月15日(金)を夏期休暇とさせていただきます。宜しくお願い致します。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … T&FG group

TFG 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFG ニュース編集担当 岸本圭祐